令和８年度 木更津市霊園
合葬式墓地募集案内

～生前申込み・木更津市霊園一般墓地返還を検討されている方へ～

※最後までよく読んでからお申込ください

もくじ

１．木更津市霊園合葬式墓地について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．募集の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4
３．申込みから抽選までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４．申込書類・同封書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
５．申込みにあたっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
６．当選した方の手続きについて【区分Ａ・区分Ｂ－１・区分Ｂ－２の方】・・ 8～9
７．申込みから合葬式墓地使用開始までの手続きについて【区分Ｃの方】・10～13
８．申込みから合葬式墓地使用開始までの手続きについて【区分Ｄの方】・14～15
９．合葬式墓地随時申込受付についてのご案内・・・・・・・・・・・・・・・16～18
１０．よくある質問 Ｑ＆Ａ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
１１．申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～24
１２．生活環境課窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～28

※合葬式墓地にお申込みされる方は、一般墓地の公募に申込みすることはできません。

担当課　木更津市役所　生活環境課
（クリーンセンター１階）

〒292-0838　木更津市潮浜３－１
TEL：0438-36-1432　FAX：0438-36-5374

9:00～16:30(土日祝日を除く)



１．木更津市霊園合葬式墓地について

◎平成２７年４月１日に供用を開始した木更津市霊園合葬式墓地は、
ひとつの施設に共同で焼骨を収蔵する永代供養墓です。

◎近年、少子高齢化や核家族化に伴い墓地の承継や管理が困難となる方が
増加しています。
使用者が承継し、永代使用することが前提の一般墓地に対し、
合葬式墓地は承継を伴わず、管理手数料が不要のため、承継者のいない方、
経済的に不安のある方でも利用しやすい墓地となっています。

◎今回の公募は、生前の申込みを考えている方、もしくは
木更津市霊園の一般墓地の返還を検討している方を対象としています。
今後の承継者不在等で墓じまいを考えている市霊園一般墓地使用者の方へ、
墓地区画の返還と合わせた合葬式墓地の生前申し込みをご案内します。

◎納骨室には１体用と２体用の納骨壇があります。
使用許可後２０年間は納骨壇に焼骨を収蔵し、後に地下の合葬室に移し、
他の焼骨と共に永年埋蔵されます。


合葬式墓地（全景）


礼拝所


納骨室（納骨時のみ入室）

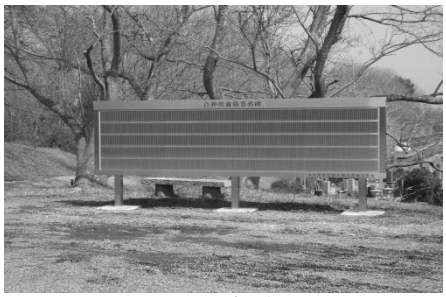
記名板

2．募集の概要について

《1．申込区分及び募集数・申込資格》

申込受付期間 ： 令和８年１０月１日（木）～１０月３１日（土）

◎以下の条件に該当する方の募集を受け付けます。

（１）木更津市に引き続き２年以上住民登録があり（木更津市霊園の一般墓地を返還しようとする方を除く）、公募申込時点で６５歳以上の方

（２）木更津市霊園に墓地を有していない方（木更津市霊園の一般墓地を返還しようとする方を除く）

<table>
<tr><th colspan="2">申込区分</th><th colspan="2">募集数</th><th>使用
納骨壇</th><th>申込資格</th></tr>
<tr><td>A</td><td>焼骨を所持している方</td><td>３枠</td><td>６体</td><td>２体用</td><td>① ６５歳以上で、自己の利用を目的としていること

② 収蔵する焼骨（※）が申込者と規則で定める関係にあること　※分骨の収蔵はできません。</td></tr>
<tr><td>B－１</td><td rowspan="2">焼骨を所持していない方</td><td>３枠</td><td>３体</td><td>１体用</td><td>６５歳以上で、自己の利用を目的としていること</td></tr>
<tr><td>B－２</td><td>３枠</td><td>６体</td><td>２体用</td><td>① ６５歳以上で、自己の利用を目的としていること

② 共に生前申込みをする方が６５歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">市営霊園一般墓地使用者（焼骨を埋蔵（所有）している方）</td><td>３枠</td><td>６体</td><td rowspan="2">１体用
または
２体用
（★納骨壇については改葬焼骨、生前申込分と合わせていずれか１枠分まで）

※改葬焼骨については合葬室可</td><td rowspan="2">① 埋蔵（所有）されている焼骨を合葬式墓地へ改葬し、一般墓地の返還をされる方
※一般墓地に埋蔵されている焼骨（納骨壇使用を使用する場合、規則で定める関係の焼骨に限る）を１体ごとに骨つぼに入れて合葬式墓地へ収蔵（収蔵する焼骨(骨つぼ)には条件があります。詳細は１１ページの④へ）

② ①の方（墓地使用者）が６５歳以上で、自己の利用を目的としていること

③ 共に生前申込みをする方が６５歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること（２体用を申込む場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合葬室（改葬焼骨分）については数の制限なし</td></tr>
<tr><td>D</td><td>市営霊園一般墓地使用者（焼骨を埋蔵していない方）</td><td>３枠</td><td>６体</td><td>１体用
または
２体用
（いずれか１枠分まで）</td><td>① 一般墓地の返還をされる方（墓地使用者）で、６５歳以上であり、自己の利用を目的としていること

② 共に生前申込みをする方が６５歳以上であり、申込者と規則で定める関係にあること（２体用を申込む場合）</td></tr>
</table>

《2．「規則で定める関係」について》

２ページ《１．申込区分及び募集数・申込資格》の表に記した「規則で定める関係」とは、以下のいずれかの関係にある方を意味します。

① 配偶者

② ３親等以内の血族(養父、養母または養子を含む)

③ ２親等以内の姻族

「３親等以内の血族・２親等以内の姻族」の範囲

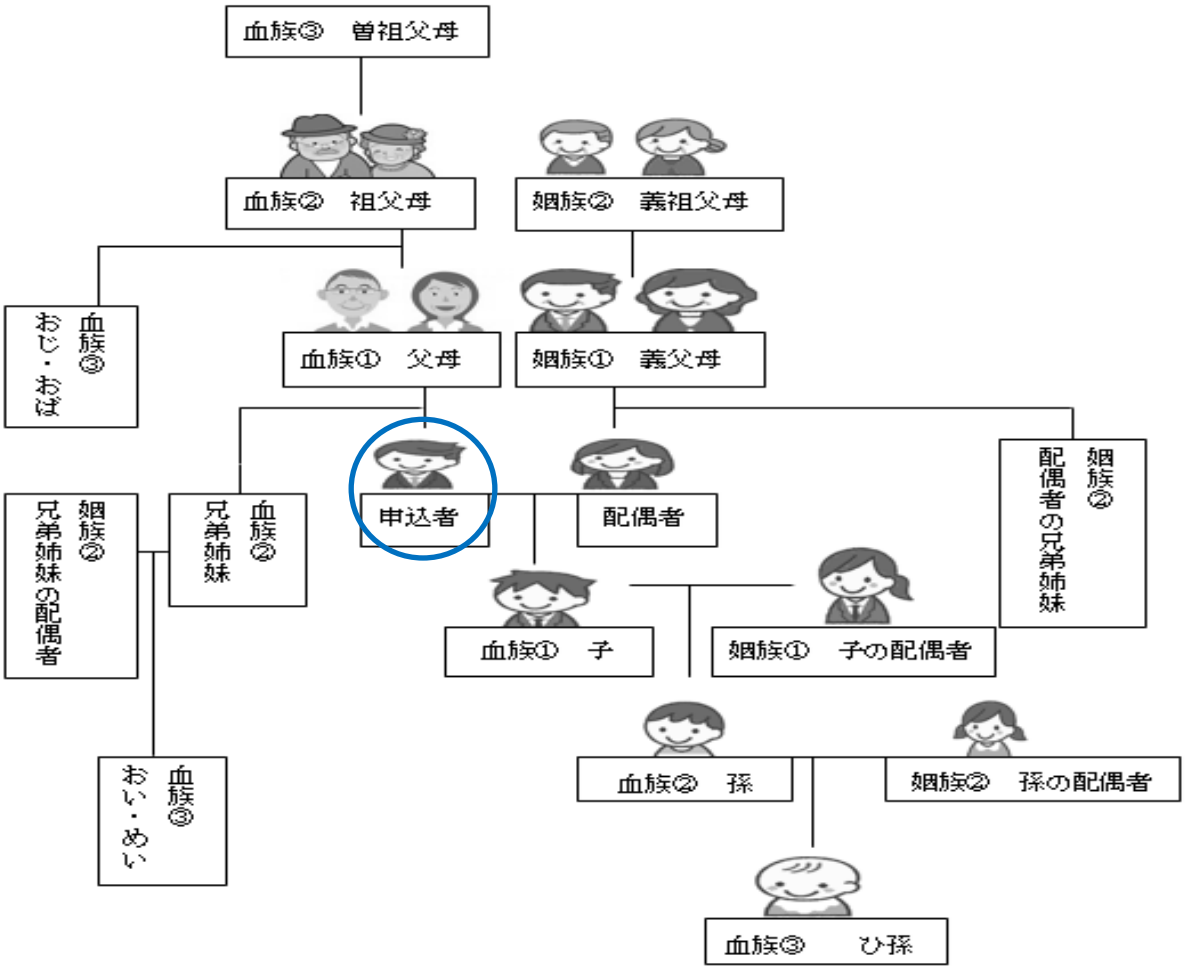

《3．合葬式墓地使用料》

	記名板あり	記名なし
１体用	９０，０００円	８０，０００円
２体用	１８０，０００円	１６０，０００円

※下記区分Ｃにおける改葬焼骨は、納骨の形態により使用料が変動します。
詳細は１０ページをご参考ください。

※年度ごとの管理手数料はかかりません。

※記名板用のステンレスプレートの**刻字費用は、別途使用者負担**となります。

※生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の１０％の減額申請ができます。
使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。

《4．申込区分の主な例》

区分Ａ	規則に定める関係にある焼骨１体分と申込者の分を生前に申込みする場合		８ページ
区分Ｂ－１	申込者の分を生前に申込みする場合		８ページ
区分Ｂ－２	申込者の分と規則に定める関係にある者の分を生前に申込みする場合		８ページ
区分Ｃ	使用中の木更津市霊園一般墓地を返還、埋蔵された焼骨を合葬式墓地へ改葬し、使用者自身（及び規則に定める関係にある者）の分を生前に申込みする場合	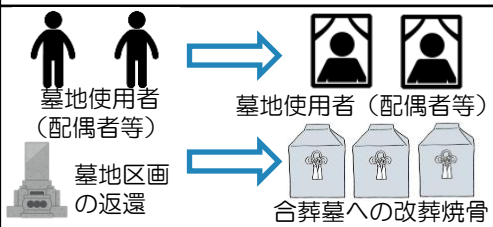	10ページ
区分Ｄ	焼骨を埋蔵していない状態で所有している木更津市霊園一般墓地を返還し、合葬式墓地へ使用者自身（及び規則に定める関係にある者）の分を生前に申込みする場合	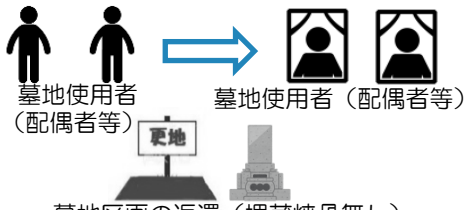	14ページ
現在、随時申込受付中	規則に定める関係にある焼骨（埋蔵されていないもの）があり、その焼骨のみの収蔵を希望する場合	 のみ	１６ページ

３．申込みから抽選までの流れ

① お申込期間

令和８年１０月１日（木）

から

令和８年１０月３１日（土）
（１０月３１日の消印有効）

まで

① 申込書類【原則郵送にて受付】

１．木更津市霊園合葬式墓地 抽選申込書

※各申込書は以下のページにあります。

区分Ａ：２０ページ　区分Ｂ-１：２１ページ　区分Ｂ-２：２２ページ
区分Ｃ：２３ページ　区分Ｄ：２４ページ

２．１１０円切手を貼付した長形３号返信用封筒１通
（抽選番号通知書等用）

３．１１０円切手を貼付した長形３号返信用封筒１通
（抽選結果通知書等用）

※同封書類は６ページを参考にしてください。

※長形３号封筒のサイズ：縦約23.5cm×横約12cm

以上３点を下記申込先まで**郵送**でご提出ください。

↓送付先

２９２－０８３８
木更津市潮浜３－１【クリーンセンター内】
木更津市生活環境課
木更津市霊園 合葬式墓地公募担当

② 抽選番号の通知

令和８年１１月６日（金）
ごろ

② 申込者全員に「抽選番号通知書」を送付します。

※申込者数が募集数に満たなかった区分の申込者には、抽選を行わない旨を通知し、１１月下旬に使用許可申請書類などを送付します。

※受付票が１１月１２日（木）までに届かない場合は生活環境課までご連絡をお願いします。

③ 抽選

令和８年１１月17日（火）

③ 抽選の詳細について、事前に全申込者へ通知します。

※結果につきましては、原則この後お送りする抽選結果の通知にてご確認ください。

※通知を待たずに結果が知りたい方は、２０日以降に生活環境課へお電話いただくか、市のホームページをご確認ください。

④ 抽選結果の通知

令和８年１１月２５日（水）
ごろ

④ 申込者全員に抽選結果を郵送します。当選者には使用許可申請書を送付します。

※１２月１日（火）までに届かない場合は生活環境課までご連絡ください。

※申込内容が、条件に該当しない場合や事実と相違する場合は当選が取消しとなりますのでご注意ください。

4. 申込書類・同封書類について

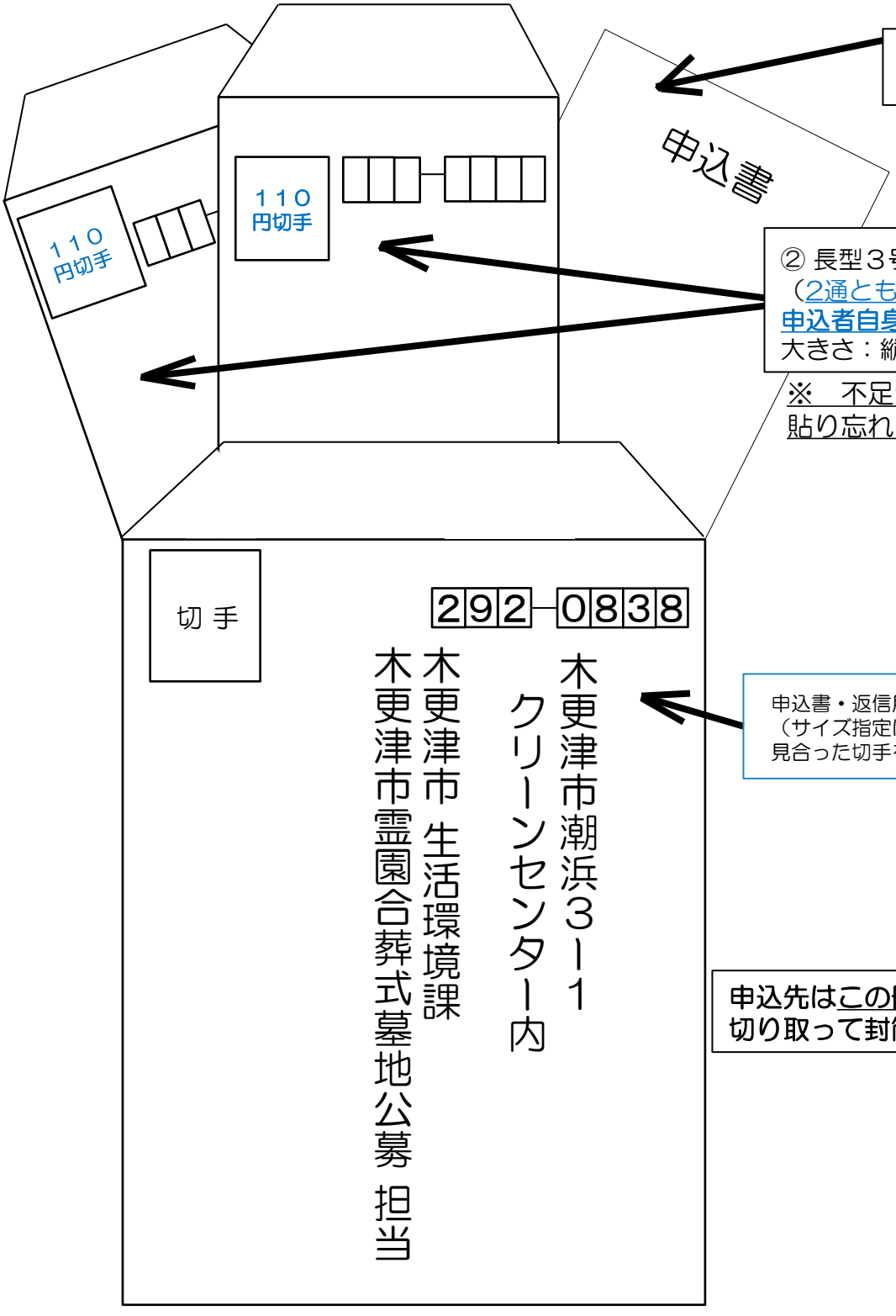

① 合葬式墓地使用申込書
（申込内容を記入）

② 長型３号封筒（返信用）×２通
（2通とも１１０円切手を貼り、
申込者自身の氏名と住所を記入）
大きさ：縦約23.5cm,横約12cm

※ 不足分のないよう、切手の貼り忘れにご注意ください。

申込書・返信用封筒を入れる送付封筒
（サイズ指定はありません。
見合った切手を貼付してください。）

申込先はこの冊子のP.２７の見本を
切り取って封筒に貼付してもOKです

５．申込みにあたっての注意事項

以下について、申込前に必ずチェックしてください！

☐ 申込条件には該当していますか？

☐ 申込書に記入漏れはないですか？

☐ 同封する２通の封筒と送付封筒に切手の貼り忘れはないですか？
（６ページ参照）

- 生前申込みの区分を希望される方は、死後において自身の焼骨が
合葬式墓地に収蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じてください。
（親族、知人、友人等へ納骨の手続きを頼んでおくなど）

- 申込は１世帯につき１通とします。
複数区分 及び、同区分での重複申込があった場合は無効になります。

- 希望する区分に該当する申込書を使用してください。

- 申込書郵送後は、申込書記入内容の変更はできません。
また、記入内容が不明確な申込書は無効になります。

- 抽選となった場合、当選者のほかに補欠者を選出します。
補欠数は各区分の募集数と同数です。
辞退等があった場合に、補欠順位に応じて繰上げ当選とし、
該当者には令和９年１月１５日（金）までに市から連絡をします。

- 次の事由に該当すると、使用許可（または内定）が取り消される場合があります。
  - 申込書の内容に虚偽がある等の不正な手段により合葬式墓地使用許可を受けた場合
  - 使用料を期日までに納付しないとき
  - その他条例又は条例に基づく規則に違反したとき

- 使用許可に係る焼骨以外は収蔵できません。

- 納骨壇及び掲示する記名板の位置の指定はできません。

6．当選した方の手続きについて
【区分Ａ・区分Ｂ－１・区分Ｂ－２の方】

① 使用許可申請

令和８年１２月１１日（金）まで

（期日までに提出しない場合は辞退したものとみなし当選を取り消します。）

① 申請に必要な書類

１．合葬式墓地使用許可申請書（当選通知に同封されているもの）
２．申込者の住民票（申請の直近１ヶ月以内にとったもの）
３．その他、区分Ａと区分Ｂ－２の方は下記の表のとおり

	生前申込者における必要書類	収蔵予定の焼骨における必要書類
Ａ	申込者と焼骨との関係を証する書類（戸籍謄本等） ※死体火葬許可証にて続柄が確認できる場合は不要	死体（胎）火葬許可証の写し
Ｂ－２	① 申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し ② ともに生前申込みをする方の住民票 （申請の直近１ヶ月以内にとったもの） （申込者の住民票に名前が載っている場合は不要）	

申請書及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください

２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１
クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、下記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めにお願いします。

② 内定通知、使用料支払書の送付

令和８年１２月２４日（木）までに順次送付します

② 申請書類を審査後、順次１２月２４日（木）までに内定通知と使用料納入通知書（支払書）を送付します。

③ 使用料の納付

令和９年１月１５日（金）まで（※厳守）

③ 使用料を納入通知書で納付してください。

※１月１５日（金）までに納付されないときは、辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

次のページへ

前のページの続き

④ 合葬式墓地使用許可証の送付

令和９年１月末頃までに
納付確認次第順次

④ 使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※区分Ａの方については、納骨する焼骨の埋蔵届（様式）を同封します。

※生前予約の方分の埋蔵届については、死後に納骨手続きをされる段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。（埋蔵届を出されるご親族等により記入されます）

以降、焼骨を納骨する際に必要な手続きです。

⑤ 埋蔵届の提出（必ず来庁で提出）

※納骨時期の期限はありません。
希望の納骨日前に余裕をもって提出をお願いいたします。

⑤ 埋蔵届の提出には以下のものが必要です。

1．埋蔵届（様式）
　※生前予約の方は死後、納骨時に窓口にてお渡しします。
2．合葬式墓地使用許可証
3．死体火葬許可証（原本）

◎ 記名板をご希望している方には埋蔵届提出の際にステンレスプレート及び市内の名入れ（刻字）業者一覧表をお渡しします。参考にしてください。

埋蔵届及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください
２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１ クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

⑥ 使用の開始

埋蔵届提出後順次

⑥ 納骨について

◎納骨は予約制です。 埋蔵届提出後、霊園管理事務所へ希望納骨日時を電話予約してください。

◎ 記名板には氏名(戒名不可)/生年月日/没年月日のみ刻字できます。

◎ 刻字した記名板は、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

◎ 埋蔵できる焼骨の容器（骨つぼ）の条件
- 大きさ：22cm(幅)×22cm(奥行)×27cm(高さ)以下のもの
- 材　質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- 外　装：施していないこと
- ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。新しい骨つぼに変更してください。

◎ 骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください（縦書き）。

◎ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで引取可能ですが、許可後２０年を過ぎると地下合葬室に移され、他の焼骨と区別できなくなるため返還ができなくなります。

7．当選した方の手続きについて
【区分Cの方】

(ご注意)
　木更津市霊園の一般墓地使用者で、区画に焼骨を埋蔵されている方の中から埋蔵されている焼骨を合葬式墓地へ改葬、一般墓地の返還をし、自身の生前申し込みを希望される方が対象となります。
　なお、合葬式墓地の使用に先立ち、一般墓地の返還が条件となるので、令和９年２月２６日（金）までに墓石の撤去をお願いしています。

★《合葬式墓地使用料（一般墓地からの改葬焼骨分について）》
※生前申込者の使用料については、納骨壇の使用料金となります。

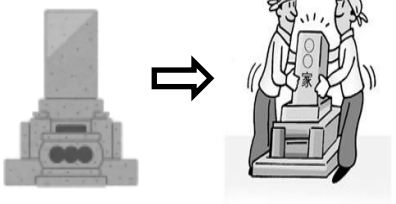

納骨壇へ改葬する場合



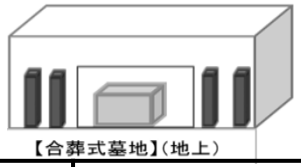

納骨壇使用料	記名板あり	記名板なし
１体あたり	９０，０００円	８０，０００円

地下合葬室へ改葬する場合

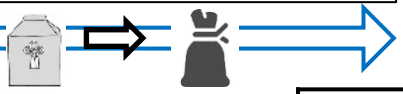

骨つぼから専用袋への移し替え



合葬室使用料	記名板あり	記名板なし
１体あたり	３０，０００円	２０，０００円

① 使用許可申請
令和８年１２月１１日（金）まで

（期日までに提出しない場合は辞退したものとみなし当選を取り消します。）

① 申請に必要な書類

1．申請書一式（当選通知に同封されているもの）
2．申込者の生年月日の確認ができる公的書類
　（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）
3．一般墓地使用許可証（原本。紛失の場合は再交付が必要）
（以下はともに生前申し込みする方がいる場合）
4．申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し

申請書及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください
２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１ クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、上記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めにお願いします。

次のページへ

前のページの続き

④ 墓石撤去工事、埋蔵焼骨（骨つぼ）の確認

令和９年２月２６日（金）まで

④ 墓石業者を申込者自身で選び、撤去工事の依頼をしてください。

※撤去費用は申込者負担となります。

※工事に係る申請は墓石業者の方が行います。

◎ 工事に入る前に、市に埋蔵の届出がある焼骨と、実際に埋蔵されている焼骨（骨つぼ）が同数であるかを確認してください。

→ 焼骨の数が合わない場合、お早めに生活環境課までご連絡ください。

※以下のような場合は今回の募集の対象外となり、受付できません。

１）複数名の焼骨がひとつの骨つぼにまとめられている場合

２）埋蔵された焼骨の中で、散骨等を行ったことにより実際に骨つぼに収められていない焼骨があるような場合

◎ 合葬墓へ埋蔵（改葬）するまでの骨つぼについて

・自宅または業者に依頼して保管してください。
木更津市霊園及び市役所での保管はできません。

・骨つぼは、汚れを拭き取る等清潔な状態にしてください。

・ひび等の破損がある場合は、骨つぼを新しくしてください。

・骨つぼには、直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください（縦書き）。

※墓石の撤去、原状回復が期日までになされない場合、（不完全な場合も含む）、返還は認められず、翌年度の霊園管理手数料が発生します（令和９年4月1日時点）。余裕をもって撤去工事を業者へ依頼してください。

⑤ 一般墓地原状回復完了の報告

令和９年２月２６日（金）まで

⑤ 墓石撤去工事の終了後、申込者から生活環境課へお電話にて工事が完了した旨を早急に、必ずご報告ください。
ご連絡がない場合はお手続きが先へ進みません。

次のページへ

前のページの続き

⑥ 一般墓地返還に伴う使用料還付の通知、合葬式墓地の内定通知及び納入通知書の送付

⑤の報告確認後、約 3週間後までに順次

⑥ 原状回復が適正になされているか確認後、墓地返還に伴う還付金の決定通知を送付します。
その後、申請書類を審査し、順次合葬式墓地の内定通知と使用料納入通知書（支払書）を送付します。

◎ 一般墓地使用料の還付率は、以下の通りです。

使用許可の日より	還付額
１年未満	既納永代使用料(※)の額の７０％
１年以上２年未満	既納永代使用料(※)の額の５０％
２年以上	既納永代使用料(※)の額の４０％

※納付当時の金額（実際に納付した金額）となります。

⑦ 使用料の納付

指定の納期限（送付から約3週間後）まで（※厳守）

⑦ 使用料を納入通知書で納付してください。

※指定の納期限までに納付されないときは、辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

⑧ 合葬式墓地使用許可証の送付

納付確認次第順次

⑧ 使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※改葬焼骨分の埋蔵届（様式）を同封しています。
※生前予約の方分の埋蔵届については、死後に納骨手続きをされる段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。
（埋蔵届を出されるご親族等により記入されます）

次のページへ

前のページの続き

以降、焼骨を納骨する際に必要な手続きです。

⑨ 埋蔵届の提出
（必ず来庁で提出）

※納骨時期の期限はありません。
希望の納骨日前に余裕をもって提出をお願いいたします。

⑩ 使用の開始
埋蔵届提出後順次

⑨ 埋蔵届の提出には以下のものが必要です。

1．埋蔵届（様式）
※生前予約の方は死後、納骨時に窓口にてお渡しします。
2．合葬式墓地使用許可証
3．改葬許可証（※）もしくは死体火葬許可証（原本）
※一般墓地からの改葬焼骨について必要。生活環境課にて預かりのため持参不要。改葬焼骨のみの埋蔵手続きの場合は、提出書類は１、２のみで結構です。

◎ 記名板をご希望している方には埋蔵届提出の際にステンレスプレート及び市内の名入れ（刻字）業者一覧表をお渡しします。参考にしてください。

埋蔵届及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください
２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１ クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

⑩ 納骨について

◎納骨は予約制です。 埋蔵届提出後、霊園管理事務所へ希望納骨日時を電話予約してください。

◎ 記名板には氏名(戒名不可)/生年月日/没年月日のみ刻字できます。

◎ 刻字した記名板は、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。
納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

◎ 埋蔵できる焼骨の容器（骨つぼ）の条件
- 大きさ：22cm(幅)×22cm(奥行)×27cm(高さ)以下のもの
- 材　質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- 外　装：施していないこと
- ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。新しい骨つぼに変更してください。

◎ 骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください（縦書き）。

◎ 焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで引取可能ですが、許可後２０年を過ぎると地下合葬室に移され、他の焼骨と区別できなくなるため返還ができなくなります。

8．当選した方の手続きについて
【区分Dの方】

(ご注意)
　木更津市霊園の一般墓地使用者で、焼骨を埋蔵していない状態（墓石の有無問わず）で区画をお持ちの方の中から、一般墓地の返還をし、自身の生前申し込みを希望される方が対象となります。
　なお、合葬式墓地の使用に先立ち、一般墓地の返還が条件となるので、令和９年２月２６日（金）までの墓石撤去（墓石が無い場合でも区画内に雑草等が繁茂している場合はその刈り取り）をお願いしています。

① 使用許可申請

令和８年１２月１１日（金）まで

（期日までに提出しない場合は辞退したものとみなし当選を取り消します。）

① 申請に必要な書類

1．申請書一式（当選通知に同封されているもの）
2．申込者の生年月日の確認ができる公的書類
　（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）
3．一般墓地使用許可証（原本。紛失の場合は再交付が必要）

（以下はともに生前申し込みする方がいる場合）

4．申込者と、ともに生前申込する方との関係を証する戸籍謄本の写し

申請書及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください
２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１ クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

書類内容をその場でチェックし、今後の手続きについて個別でご説明するため、上記の窓口へ来庁のうえ直接のご提出が望ましいですが、郵送する場合は期日に余裕を持ちお早めにお願いします。

② 一般墓地現状回復完了の報告

令和９年２月２６日（金）まで

② 建墓されている場合は、撤去工事が必要となります。更地の場合であっても区画内に雑草等が繁茂している場合は除草をお願いします。
工事（除草）の終了後、申込者から生活環境課へお電話にて完了した旨を早急に、必ずご報告ください。
ご連絡がない場合はお手続きが先へ進みません。

※原状回復が期日までになされない場合（不完全な場合も含む）、返還は認められず、翌年度の霊園管理手数料が発生します（令和９年4月1日時点）。余裕をもって行うようにしてください。

次のページへ

前のページの続き

⑥ 一般墓地返還に伴う使用料還付の通知、合葬式墓地の内定通知及び納入通知書の送付

⑤の報告確認後、約 3週間後までに順次

⑥ 原状回復が適正になされているか確認後、墓地返還に伴う還付金の決定通知を送付します。
その後、申請書類を審査し、順次合葬式墓地の内定通知と使用料納入通知書（支払書）を送付します。

◎ 一般墓地使用料の還付率は、以下の通りです。

使用許可の日より	還付額
１年未満	既納永代使用料(※)の額の７０％
１年以上２年未満	既納永代使用料(※)の額の５０％
２年以上	既納永代使用料(※)の額の４０％

※納付当時の金額（実際に納付した金額）となります。

⑦ 使用料の納付

指定の納期限（送付から約3週間後）まで（※厳守）

⑦ 使用料を納入通知書で納付してください。

※指定の納期限までに納付されないときは、辞退されたものとして取り扱います。

※使用料はお支払書下部に記載の金融機関にて一括納入してください。
分割払いはできかねますのでご注意ください。

⑧ 合葬式墓地使用許可証の送付

納付確認次第順次

⑧ 使用料の納付が確認された方から順に、合葬式墓地使用許可証を郵送します。

※生前予約の方分の埋蔵届について、死後に納骨手続きをされる段階になってから生活環境課窓口にてお渡しします。
（埋蔵届を出されるご親族等により記入されます）

９．合葬式墓地随時申込受付についてのご案内

◎焼骨をお持ちの方で、以下の条件１もしくは２のすべてに該当する方は、焼骨のみの収蔵について随時申込を受付しています。
（抽選無し、公募時期でなくてもいつでも申込可）

条件１（市民の方が申請する場合）

（１）木更津市に引き続き２年以上住民登録がある方
（２）木更津市霊園一般墓地を有していない方
（３）その焼骨が**埋蔵されていない焼骨で、死体（胎）火葬許可証が手元にあり、その焼骨のみの埋蔵**を目的とする方。
（４）申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
　１）　配偶者
　２）　３親等以内の血族（養父、養母又は養子を含む）
　３）　２親等以内の姻族　　※血族や姻族についての解説は３ページをご覧ください。

条件２（生前市民であった方の焼骨を埋蔵する場合）

（１）生前木更津市に２年以上住民登録があった方の焼骨を所有している方
　※その事実を証明する公的書類（住民票の除票や戸籍の附票等）が必要
（２）木更津市霊園一般墓地を有していない方
（３）（１）の焼骨が**埋蔵されていない焼骨で、死体（胎）火葬許可証が手元にあり、その焼骨のみの埋蔵**を目的とする方。
（４）申込者とその焼骨との関係が以下に当てはまる方
　１）　配偶者
　２）　３親等以内の血族（養父、養母又は養子を含む）
　３）　２親等以内の姻族　　※血族や姻族についての解説は３ページをご覧ください。

《合葬式墓地の使用料および埋蔵について》

	記名板あり	記名板なし
1体用	90，000円	80，000円
2体用	180，000円	160，000円

※埋蔵される焼骨分の使用料がかかります。

※掲示する記名板（ステンレスプレート）の刻字費用は、別途かかります。

※生活保護法による生活扶助を受給されている方は、使用料の１０％の減額申請ができます。
使用許可申請時に、合葬式墓地使用料減額申請書と生活扶助の受給を証明する書類を提出してください。

《埋蔵について》

（１）埋蔵できる焼骨の容器（骨つぼ）の条件

- 大きさ：幅×奥行×高さが、２２ｃｍ×２２ｃｍ×２７ｃｍ以下のもの
- 材　質：陶磁器等焼骨の埋蔵に適したもの
- 外　装：施していないこと
- ひび等の破損や汚損がある骨つぼは納骨壇に埋蔵できません。新しい骨つぼに変更してください。

（２）骨つぼには、あらかじめ直接油性マジックで焼骨の方の氏名を記入しておいてください（縦書き）。

（３）焼骨は、納骨壇に埋蔵している間、納骨壇を返還することで引取可能ですが、許可後２０年を過ぎると地下合葬室に移され、他の焼骨と区別できなくなるため返還できません。

《随時申込の申請方法》

◎以下の申請事項を決めてください。※使用許可後に変更はできません。

- 埋蔵予定者（焼骨）
- 納骨壇の種類（１体用または２体用）
  ※１体用、２体用共に焼骨のみ。生前予約分を含む場合は公募にて申込みが必要。
- 記名板使用の有無

◎申込に必要な書類

〇条件１の場合

①合葬式墓地使用許可申請書
②添付書類（※３は２にて確認できる場合不要）
　１）申込者の住民票（申請の直近１ヶ月以内にとったもの）
　２）死体（胎）火葬許可証の写し
　３）申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）

〇条件２の場合

①合葬式墓地使用許可申請書
②添付書類（※３は２にて確認できる場合不要）
　１）亡くなった方が生前本市に２年以上住んでいたことを証する公的書類
　　（住民票の除票や戸籍の附票等）
　２）死体（胎）火葬許可証の写し
　３）申込者と焼骨の関係を証する書類（戸籍謄本等）

◎合葬式墓地使用料の納付

使用許可内定時に使用料の納入通知書を送付します。使用料の納付が確認でき次第、合葬式墓地使用許可証と埋蔵届（様式）を郵送します。

※使用料は指定の金融機関にて一括納入してください。分割払いはできかねますのでご注意ください。

申請書及び添付書類の提出先※２５、２６ページを参照してください
２９２－０８３８　木更津市潮浜３－１ クリーンセンター１階右手側　木更津市 生活環境課

《記名板について》

- 記名板ありの方は使用許可決定後、埋蔵届を提出する際に、掲示する記名板（ステンレスプレート）をお渡しします。その際に木更津市内の名入れ（刻字）業者の一覧をお渡ししますので、業者をお選びの際に参考にしてください。
- ステンレスプレートに刻字できるのは、氏名(戒名不可) /生年月日/没年月日のみです。
- 刻字したステンレスプレートは、納骨日に霊園管理事務所へご提出ください。
  納骨日までに刻字が間に合わない場合は後日提出でも構いません。

１０．よくある質問　Ｑ＆Ａ

Ｑ１．何年も前から木更津市霊園一般墓地の使用許可を受けています。現在、亡くなった家族の焼骨を自宅で保管していますが、承継者がいないので一般墓地を返還しようと考えています。保管している焼骨を合葬式墓地に納骨できますか。

Ａ．まず一般墓地の返還をしていただき、その後に合葬式墓地使用許可申請をしていただくこととなります。なお、その際は随時申込受付対象となりますので、いつでも手続きをすることができます。生前予約を合わせて希望される場合については公募にて申込みいただく必要があります。

Ｑ２．他の墓地（市霊園外）から市霊園の合葬墓に改葬したいのですが、今回の募集で申込はできますか。

Ａ．申込みできません。今回の募集を含め、他に永代供養の墓地を有していない方でどこにも埋蔵したことのない焼骨のみ（木更津市霊園一般墓地を除く）が対象です。

Ｑ３．埋蔵届の際に添付する死体（胎）火葬許可証を紛失した場合にはどのようにしたら良いでしょうか。

Ａ．火葬を行った市町村にて再発行が可能です。木更津市火葬場で火葬を行った場合は、生活環境課にて再発行の手続きをしてください。（火葬日が分からない場合は手続きに時間がかかる、もしくは再発行できない場合があります）きみさらず聖苑で火葬した場合は、きみさらず聖苑にて再発行の手続きをしてください。

Ｑ４．胎児（または死産児）の焼骨を納骨する場合、関係性を示す書類は何が必要ですか。

Ａ．その場合は、胎児（または死産児）の火葬許可証等が必要となります。詳細については生活環境課へお問い合わせください。

Ｑ５．使用許可後、埋蔵しないまま２０年が経過し納骨壇の使用期限が過ぎた場合、納骨壇の使用はできないのでしょうか。

Ａ．納骨壇については使用できません。納骨壇の使用期限を過ぎた場合は、直接合葬室へ埋蔵されることとなります（墓地使用の権利は消滅しません）。

Ｑ６．記名板に掲示されたステンレスプレートは、使用許可後２０年を過ぎると取り外されてしまいますか。

Ａ．使用許可後、２０年を過ぎても記名板から取り外されることはありません。

Ｑ７．納骨の際に僧侶や神主等の立会いは可能でしょうか。

Ａ．立会いは可能ですが、納骨の予約をする際に霊園管理事務所の者にご相談ください。
（納骨は１５分～３０分程度の時間内で行いますので、その点をご留意ください。）

Ｑ８．納骨できる日時について教えてください。

Ａ．１２月２９日～１月３日を除く午前９時から午後３時（午後４時まで）です。

区分A用

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（焼骨１体、生前１体）

令和８年１０月　　日

キリトリ

１．申込者（焼骨を所持している方で、生前予約を希望する方）

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
	住　所	〒
	電話番号	

２．埋蔵予定の焼骨について

フリガナ	
氏　名	
申込者との関係 （申込者からみて）	

（申込に必要なもの）
１．本申込書
２．長型３号封筒※（返信用）２通
（※それぞれ１１０円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

キリトリ

区分Ｂ－１用

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（生前１体）

令和８年１０月　　日

キリトリ

キリトリ

１．申込者（自己の利用を目的とする方）

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
	住　所	〒
	電話番号	

（申込に必要なもの）
１．本申込書
２．長型３号封筒※（返信用）２通
（※それぞれ１１０円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

区分Ｂ－２用

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書（生前２体）

令和８年１０月　　日

キリトリ

１．申込者（自己の利用を目的とする方）

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
	住　所	〒
	電話番号	

２．共に生前申込みをする対象者

（※住所、電話番号については１の申込者と同じであれば空欄で構いません）

フリガナ	
氏　名	
生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
住　所	〒
電話番号	
申込者との関係 （申込者からみて）	

（申込に必要なもの）

１．本申込書

２．長型３号封筒※（返信用）２通

（※それぞれ１１０円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）

（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

キリトリ

区分C用

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書
（墓地返還と合葬式墓地への改葬・生前申込み希望の方）

キリトリ

キリトリ

１．申込者　　令和８年１０月　　日

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
	住　所	〒
	電話番号※	

※電話番号欄には、平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。

２．合葬墓地へ収蔵（一般墓地から改葬）を希望する焼骨について

合葬墓地へ収蔵希望する焼骨の合計数	合計　　体
うち納骨壇※使用希望　　体	うち合葬室使用希望　　体

※納骨壇は生前予約分含め２体までしか使用できません。
生前予約が２名分の場合、改葬焼骨はすべて合葬室のみの使用となります。

３．共に生前申込みをする対象者（いない場合は未記入のままでよいです）
（※住所、電話番号については１の申込者と同じであれば空欄で構いません）

フリガナ	
氏　名	
生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
住　所	〒
電話番号	
申込者との関係 （申込者からみて）	

（申込に必要なもの）
１．本申込書
２．長型３号封筒※（返信用）２通
（※それぞれ１１０円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

区分D用

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

木更津市霊園合葬式墓地 公募申込書
（墓地返還と合葬式墓地へ生前申込み希望の方）

1．申込者　　令和８年１０月　　日

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
	住　所	〒
	電話番号※	

※電話番号欄には、平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。

2．共に生前申込みをする対象者（いない場合は未記入のままでよいです）
（※住所、電話番号については１の申込者と同じであれば空欄で構いません）

フリガナ	
氏　名	
生年月日	明治・大正・昭和　　年　　月　　日 （公募申込日時点で　　歳）
住　所	〒
電話番号	
申込者との関係 （申込者からみて）	

（申込に必要なもの）
1．本申込書
2．長型３号封筒※（返信用）２通
（※それぞれ１１０円切手を添付し、表面に申込者の氏名と住所を記入）
（※縦約 23.5cm×横約 12cm）

１１．生活環境課窓口のご案内

所在地　木更津市潮浜３－１　クリーンセンター内 １階

《アクセス》

バスでお越しの方

ＪＲ木更津駅西口３番乗り場
イオンモール木更津線（イオンモール木更津行き）
イオンモール木更津にて下車後、徒歩約１０分
もしくは
ＪＲ木更津駅西口３番乗り場 潮見線（ソニー木更津行き）
潮見３丁目にて下車後、徒歩約１０分

※バスの場合、最寄りの停留所から徒歩で長距離を歩くため、
自家用車をお持ちでないご高齢の方・足腰の弱い方は、
ご家族の運転する車もしくはタクシーでいらっしゃることをお勧めしています。

自家用車またはタクシーでお越しの方

次ページのクリーンセンター周辺図を参考にしてください。
駐車場あり。

◎ 手前の門（持ち込みゴミの受付をする門の手前）から入り、
正面に見える白い建物の一階右手側に生活環境課課窓口がございます。

開庁時間　祝日を除く月曜日から金曜日
午前９時００分～午後４時３０分

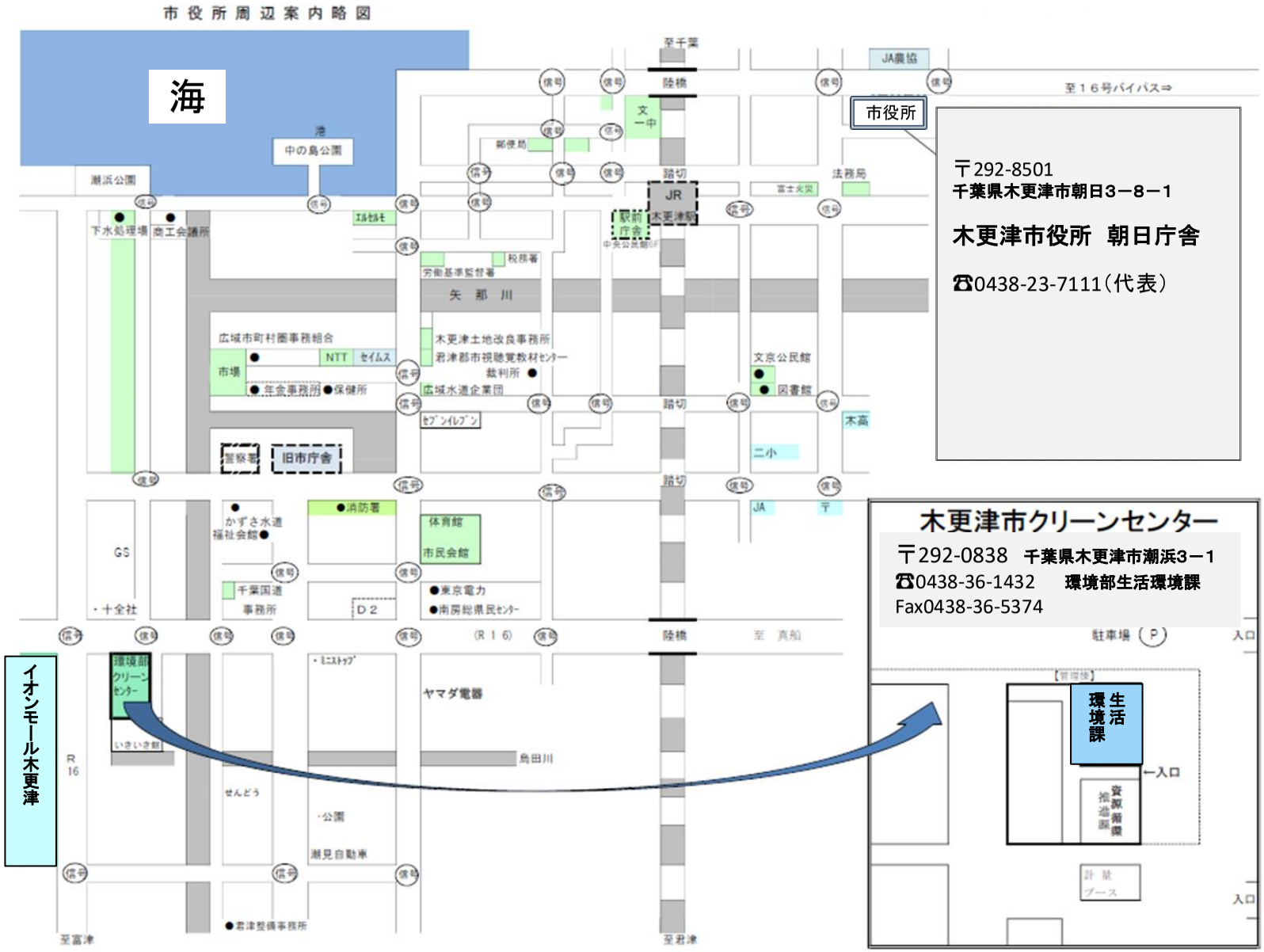
市役所周辺案内略図
海
港
中の島公園
潮浜公園
至千葉
陸橋
JA農協
至１６号バイパス⇒
市役所
〒292-8501
千葉県木更津市朝日3－8－1
木更津市役所　朝日庁舎
☎0438-23-7111（代表）
文一中
郵便局
踏切
JR
木更津駅
駅前庁舎
中央公民館
富士火災
法務局
エルセルモ
下水処理場
南工会議所
税務署
労働基準監督署
矢那川
広域市町村圏事務組合
木更津土地改良事務所
君津郡市視聴覚教材センター
裁判所
NTT
セイムス
市場
年金事務所
保健所
広域水道企業団
文京公民館
図書館
セブンイレブン
木高
二小
警察署
旧市庁舎
JA
〒
消防署
かずさ水道福祉会館
体育館
市民会館
GS
十全社
千葉国道事務所
D２
東京電力
南房総県民センター
（Ｒ１６）
至　真船
ヤマダ電器
ミニストップ
環境部クリーンセンター
いきいき館
R16
せんどう
公園
潮見自動車
烏田川
君津整備事務所
至富津
至君津
イオンモール木更津
木更津市クリーンセンター
〒292-0838　千葉県木更津市潮浜3－1
☎0438-36-1432　環境部生活環境課
Fax0438-36-5374
駐車場（P）
入口
【管理棟】
生活環境課
←入口
資源循環推進課
計量ブース
入口

〒292-0838

木更津市潮浜3丁目1番地
クリーンセンター内

木更津市 生活環境課
木更津市霊園 合葬式墓地公募　担当

→申込先
このまま切り取って封筒に貼付できます
どうぞご利用ください

メモ欄

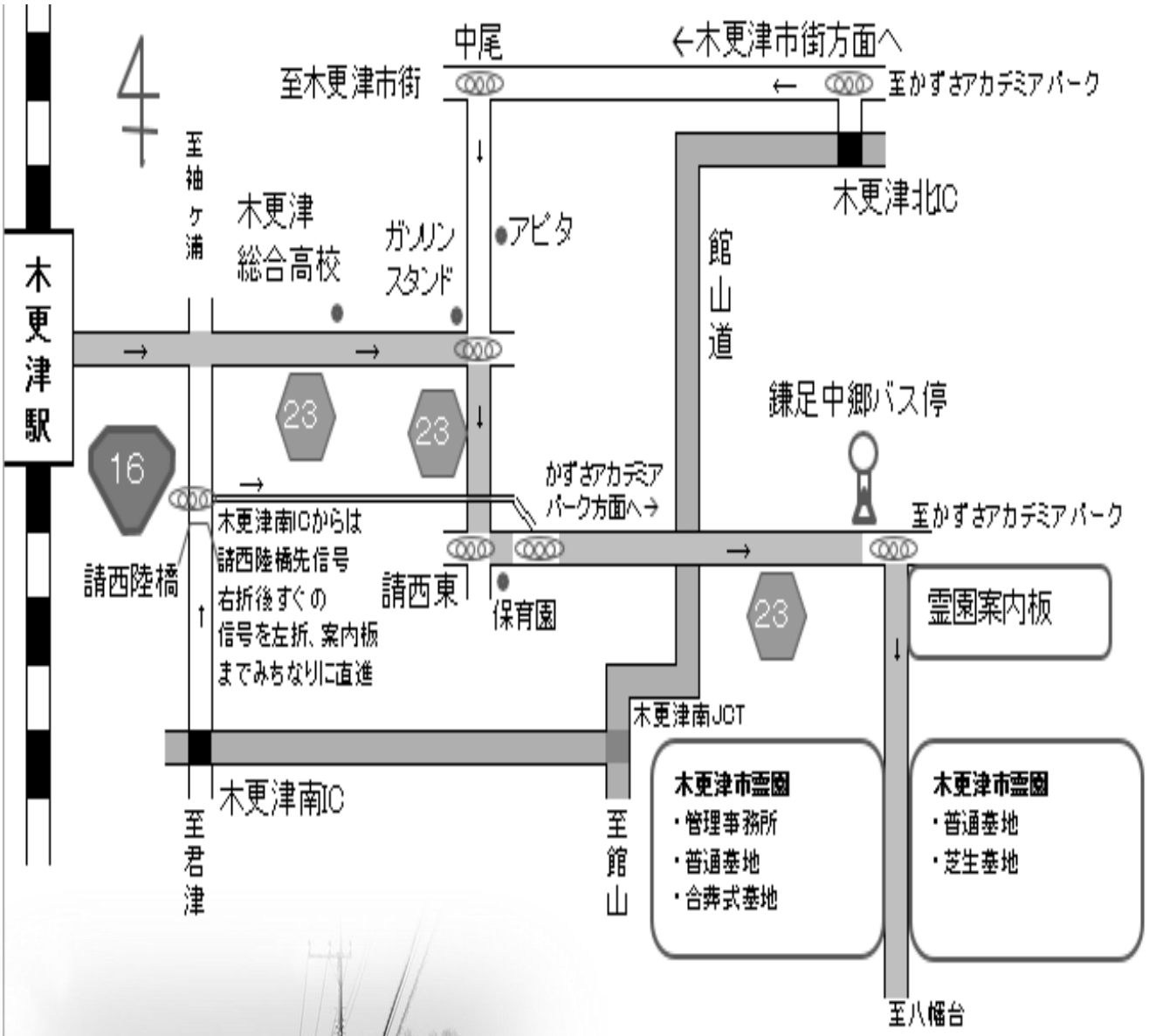



木更津市霊園のご案内

所在地	木更津市矢那３７１１
電話番号	０４３８-５２-０９８３
バス	JR 木更津駅東口５番 かずさアーク,高倉観音下,草敷方面行 乗り場発～鎌足中郷下車　徒歩２０分
タクシー	JR 木更津駅東口から２０分程
自家用車	駐車場、園内路上に駐車可